

第5回長野家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成17年3月1日(火)午後3時～午後5時

2 場所

長野家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)佐藤芳嗣, 須田充子, 中山隆夫[委員長], 花岡圭子, 松岡英子, 向田久美子, 山崎啓明, 米窪千加代, 鷲澤一彦(50音順)

4 議事

(1) 開会の言葉(総務課長)

(2) 調停委員の任用について

調停委員の任命権は最高裁判所にあるので, 長野(地方)家庭裁判所からは, 最高裁判所に候補者を上申をすることになる。

選考の指針について, 裁判所は地方公共団体, 弁護士会その他適当と認められる団体に候補者の推薦を求めるなど, 広く社会の各界から適任者を得るように務めなければならない。この指針によって適任者を得よう務めるが, その主な選考基準は, 公正を旨とすること, 豊富な社会常識と広い視野を有し, 柔軟な思考力と的確な判断力を有すること, 人間関係を調整する素養があること, 誠実で, 協調性を有し, 奉仕的精神に富むこと, 健康であること, の5つである。 (事務局)

任命権者は最高裁判所だが, 各裁判所の候補者選考委員会を経由して最高裁判所へ上申するという扱いになっている。最高裁判所で全てにおいて適格性を検証することは事実上困難であるから, ほとんどの場合上申どおりに任命されることになる。従って, 長野(地方)家庭裁判所において候補者を的

確に把握することが大切である。 (委員長)

長野の調停委員の特徴についてみると、年齢的には本年4月1日現在で平均年齢約60歳である。これは、ほぼ全国平均と言える。家事調停委員の人数は、同年4月1日現在で総数300名になる予定である。

統計資料の図1-1と図1-2は男性調停委員と女性調停委員の年齢構成比であるが、年齢構成にあまり男女差がない。

男女比は57:43で、全国的にもほぼ同率になっている。この男女比で男性が若干多くなっているのは、一般的な調停の外に専門的知識を要する調停のために、弁護士、医師、不動産鑑定士、税理士など80名程度の専門委員を選任しているが、そのうち70人程度が男性であるという事情のためである。ただ、一般の調停の場合には男女ペアをお願いしているのが通常であり、男女比はほぼバランスがとれていると言える。

元裁判所職員は6人で、全体の2%にあたる。

長野での推薦母体としては、弁護士会、司法書士会、銀行、企業等で、その他は、現役又は退任調停委員からの推薦である。 (事務局)

調停委員の平均年齢60歳という事実をどう捉えるかが問題だが、調停事件に若い人の事件が増えてきたこともあり、若い人たちの価値観の多様化に対応することが求められる。そこで、もう少し若い人に調停委員をお願いできないかという考え方もある。女性の場合には比較的若い方も調停委員になってもらっているが、男性の場合には仕事の関係もあってなかなか若い調停委員のなり手が少ない。データの的には、比較的若い層の調停委員の男女比はほぼ同じであるが、これは先ほど説明した70人ほどの専門委員が若い年代から60歳まで広く入ってくるからだと思われる。従って、それら専門委員を除くと、一般の調停においては男女の年齢比率は偏っているといえる。

推薦依頼先と推薦母体として、弁護士会、司法書士会、銀行、企業等と先ほど説明があったが、これらの推薦母体から出てきた人は300人中おおよ

そ3分の1程度と思われる。したがって、適任者を恒常的に推薦していく態勢は弱いと言わざるを得ない。 (委員長)

次に調停当事者の特徴については、夫婦関係調停事件は妻の方が申し立てる場合が多く、夫が申し立てる場合の2.5倍程度になっている。妻からは夫の異性関係や暴力を訴える場合が多く、夫からは妻の異性関係や家族との折り合いの悪さを訴えることが多い。

当事者は40歳代までが全体の8割近くを占めているが、熟年夫婦の離婚も増えている。また、夫婦関係事件の増加に連動して子供に関する事件(親権や監護権の主張、養育費の請求)も増えている。

統計資料の図2「婚姻期間別離婚件数の推移」は、調停離婚と協議離婚を含めた全ての離婚事件の推移を表している。紺色のグラフは婚姻5年未満の離婚件数だが、この期間の離婚が圧倒的に多い。また、小豆色のグラフで示してある婚姻20年以上の比較的婚姻期間が長い場合の離婚件数についても増加が著しい。

図3-1「昭和53年調停を経た離婚の妻の年齢比率」と図3-2の「平成15年調停を経た離婚の妻の年齢比率」は、調停を経た離婚件数を妻の年齢で比較したものである。調停を経た離婚というのは、調停離婚が成立したもの、調停の中で協議離婚が成立したもの、取下げの中で協議離婚をしたものという3種類の形態を合計したものである。この25年間を比較して見ると、20代の調停を利用した離婚件数が減り、30代以降の比較的年齢の高い層が調停を利用して離婚をしているということが言える。特に40代、50代、60代が調停を利用して離婚する割合が増えている。 (事務局)

夫婦の年齢を重ねる毎に、財産分与等さまざまな問題が生じるので、裁判所に持ち込まれて離婚に至るというケースが多くなる。それに比較して、20代の方は結婚するのも速いが、分かれるのも速いという傾向がある。

なお、今までの説明は、時代の流れを離婚というものに焦点を当てて見た

ものだが、調停委員の視点から見てみると、調停委員の座談会にこのような件があるのが参考になる。「私が調停委員になりました当時は、調停委員は大変権威があるという印象が強かったものでございます。ほとんど当事者の意向を聞くというよりも、調停委員の人生観、社会観を当事者に説明して納得させて、そして和解させるという雰囲気でした。」。これが往時の調停の雰囲気だったが、裁判所に持ち込まれるケースが時代とともに変容してくると、その雰囲気もだんだん変わってきているというのが現状だ。

(委員長)

次に利用者の意見について、当事者が調停に何を望むか。最近いわゆる調停本がちまたに多くあり、また民間の相談機関もかなり多く、インターネットでも相談を受けるケースがあるようだ。ある民間の離婚相談機関が出版した調停本は、相談に来た人やインターネットによるアンケートを実施した結果をまとめて紹介している。

実際の当事者となった人の調停委員へのイメージは、調停委員によい印象を受けたという人が8割弱で、その内容は親切、丁寧、公平ということだ。逆に調停委員に悪い印象を受けたという人は2割強で、その内容は価値観の押しつけ(決めつける)、信頼できない、不公平ということだ。このように、調停委員に対して全く反対のイメージを持っていることは非常に興味深い。

新聞に投稿された意見を紹介すると、「親権者変更の第1回期日に、調停委員から「長引かせてもらっては困る」とか、「3回で終わりたい」などと最初から、あれこれ注文を付けられた。そのうえ、調停とは直接関係ないことまで、ああせよ、こうせよと高圧的なのです。そのために調停の進め方や、委員さんの人格などにも疑問を持ち、強い不信感を抱くようになりました。できれば調停委員さんを替えてもらうか、この調停を取り下げて、改めて申立てをしたいと思っています。」というもの。もう一つは、「結婚して28年、夫の定年を機に離婚に踏み切ることにしました。話し合いがつかなかっ

たので、家庭裁判所に持ち込まれましたが、調停委員が本当に不愉快なことを聞くんです。「好きな人がいるのではないか」「男の人と暮らしたいのではないか」と。あまりしつこいので私、怒ったんです。その調停委員は、慌てて必死に謝ったのですが、椅子を蹴飛ばしたいほど腹が立ちました。酒乱の夫と別れたいだけなのに、どうしてそんな事を詮索されなければいけないのでしょうか。」というものだ。 (事務局)

このような新聞記事についてどのように思われるか。 (委員長)

本当かどうかは分からないが、記事のようなこともあるのかなと思う。調停委員もみんな同じではないし、やむを得ないところもあると思う。ただ、その記事にある言い方はしていないと思う。 (米窪委員)

花岡委員は、実際に調停をやっている経験から、最近の実情としてどうか。 (委員長)

記事のようなことはあまり聞いたことがない。調停委員は聞くことが仕事であり、当事者に自分たちで解決してもらおうという姿勢で調停に臨んでいる。ときに男性の調停委員に「はい、お座り。」等という言い方をする方もいると聞いたことがあるが、長野では、そのような話を聞いたことがない。

(花岡委員)

調停の本質は何かということが議論されており、互譲の精神によるものとする考えがある一方、調停裁判説という、要するに調停でこれでどうだというものをもっと示すべきではないかという考えが一つにはある。道筋を付けていくことを当事者に自覚をさせて落ち着きどころを見つける。そのためには当事者の意見を聞かなければならないということの徹底が要請される。

なお、調停委員に対するクレームがあると、本当にそのような事実があるか調べるが、概して、言い回しとかはかなり違うことが多い。先程紹介した新聞記事のような言葉が調停委員からストレートな形で出ることはまず考えられない。しかし、3回で終わらせるということは、言葉のニュアンスはと

もかく言った可能性もあると思う。というのは、調停での不満の中に、調停が長過ぎるというものがある。例えば遺産分割などは、分割する方は早く分割してくれということになるが、分割される方はいつまでも持っている方がよい。そこで、調停を長引かせることがしばしばある。弁護士代理人としては、いかがか。 (委員長)

依頼人との関係から、そのようなことが全くないわけではないと思う。

(佐藤委員)

3回という話が出る素地というものはどの辺にあるのか。 (委員長)

調停のプロセスの中で調停委員が当事者の利益を考えて計画的に当事者が納得できるような早期決着を目指し、呼びかけの意味も込めて3回で終わらしましょうという話をするにはあると思う。 (首席家裁調査官)

統計的には、3回で全調停の7割近くが終局を迎えている。もちろん回数が決まっているわけではないが、調停を充実して進めていくと、3回くらいで方向性が見えてくるということが、この統計で分かる。 (事務局)

離婚関係の調停事件の平均審理期間は約3.9か月である。往時はもっと長かったが、それが長過ぎるという声に配慮している。内容的には、3回を過ぎた場合には堂々巡りが多い。そういう意味で調停を計画的に見ると、3回を過ぎると進みようがなくなる場合が多い。これをストレートに表現すると、3回で終わらせるという表現になってしまったのではないか。

また、最近の当事者は、自分が言いたいことは言うが、結論を自分では決められない。自分の言いたいことは全部言ったので、後は裁判所が決めてくれるのではないかと思っている。それから、自分の結論を相手方に押しつけてもらいたいということを裁判所に求められる。そういった状況の中で、合意ができないで苦労するというのが特徴的なところかと思う。そんな中で、調停委員にどのような資質が望まれるのか。 (委員長)

どのような資質が望まれるのかというのは難しい問題だ。中立的な立場を

維持するのも難しいことがある。 (米窪委員)

裁判所では、調停後にアンケートをとったりしていないのか。

(松岡委員)

今のところやっていない。実際に裁判所でアンケートをすることは難しい面がある。 (事務局)

アンケートをとっていないのは、やむを得ないと思う。思い通りにならなかった当事者は必ず文句を言うと言っている。 (花岡委員)

無記名でできるアンケートならば、調停の自己評価資料として使えるのではないか。 (松岡委員)

例えば、裁判官の満足度、不満足度をアンケートで聞いた場合、民事事件だと100%勝訴だと勝訴側は満足度が100%で敗訴者は不満足になる。ところが、時間がかかり過ぎると、100%勝訴した側も不満足になってくる。一部勝訴だと両方不満足となる。不満がベースにある裁判所のようなところでは、不満であるという評価を受ける宿命的な立場にあると言える。これは、調停委員についても同じだろう。自分の言い分を聞き入れてくれれば満足だろうが、他方は反対に不満足になる。その意味で5対5か、あるいはもっと多い割合で調停に対する不満があってもよいと思われるが、その意味では、調停委員に悪い印象を受けたという人が24%というのは、ものすごく健闘している数字だと思う。

裁判官については、司法制度改革の際に実際にアンケートを採ってみたが、満足度は30%に満たなかった記憶がある。不満がベースにあるという宿命的なものがあることを前提としても、30%は少ない。もっと踏み込むと、裁判の納得度というものは、この裁判官に裁判されたというような人間力がものすごく大きく、それが今までの裁判の信頼度を高めてきたところがあると思う。それが最近少し弱くなってきているのではないかなと感じる。

(委員長)

調停委員を替えて欲しいという話はよくあるのか。 (米窪委員)

最近で2回ほどあった。それは、調停委員の資質というよりも、調停委員から強めの口調で話をされると、受ける側としてもかなり強く受けとり、怒鳴られたと感じる場合がある。そのときに調停委員を替えて欲しいということがあった。そのような要望があった場合でも制度的には替えることはないが、実際にはまだ無いものの、調停委員と当事者との信頼関係が破綻した場合には、調停委員と話をして替えることは無いとは言えない。

(家裁首席書記官)

ところで、調停委員の資質というのはどうだろうか。最高裁判所が示している選考基準に尽きると言うことなのか。 (委員長)

選考基準を見ると、こんな立派な人はいるのかな、と思ってしまう。まずは、当事者の抱えている苦しみや心情を共感できる、又は感じられないといけないと考える。 (須田委員)

共感能力(カウンセリングマインド)、つまり、この人に自分の話を聞いてもらっているという雰囲気を与えることは必要である。この共感能力ということはある意味では、視点をたくさん持てるということだろう。視点をたくさん持てるということは自己研鑽もあるだろうが、研修でも養える。

(委員長)

調停の解決の際には、二つの「カンジョウ」を整理することが課題だと言われる。二つの「カンジョウ」というのは、心の感情と金目の勘定である。カウンセリングマインドというのはもちろん大切な素養であるが、裁判所は治療機関ではないので、いかに現実的な解決策を出すか、心の感情を掴みつつ金目の勘定をして具体的な解決の道筋を探っていくことが調停の目的と言える。 (首席家裁調査官)

足して二で割る妥協的な解決方法と、あるべき解決方法。この狭間で調停委員は苦労していると思う。あなたの方が正しいということになると、正し

いのなら養育費もこれだけくださいということになる。しかし、実際は相手方はほとんど破産状態になっていて、その中でどれだけのことをやってもらうか。現実には限度というものがある。その辺最近はどうか。（委員長）

ケースにもよるが、算定表を用いたり、客観的な資料に基づいて調停を進めている。調停委員という権威によるのではなく、データを提示して話している。（花岡委員）

今、非常に重要なことを言っていたが、今はこういうことになっていきますときちんとデータを示す、そういったものを調停委員限りではなく、当事者にも示すということも必要であると思う。

次に推薦母体について御意見を伺いたい。（委員長）

調停委員の推薦については、個別に推薦される場合と、弁護士会等から推薦される場合の両方あると思うが、長野弁護士会としては、裁判所から依頼があれば責任をもって推薦していこうという態勢を整えつつある。そこで、実際に裁判所がどのような団体に推薦依頼しているのかリストを公開して欲しい。そのリストをもらえれば、そこに漏れている団体を裁判所に知らせることもできると思う。（佐藤委員）

リストの公開については、別段問題はないと思う。なお、推薦母体として、信州大学等はどのような状況か。（委員長）

信州大学の調停委員もいるが、信州大学自体は推薦依頼団体ではない。個人的な繋がりで推薦してもらっているのが現状だ。（事務局）

それが、多様な人材の確保に繋がっていないということになる。そこを変えなければならない。率直に言うと、長野ではほとんど推薦母体はないと言える。保護司の推薦などの状況はどのようになっているのか紹介願いたい。

（委員長）

推薦母体は決まっているが、地域の方からの推薦もある。

男性の若手の調停委員が少ないということを知ったが、そのためには仕事

をしながら引き受けられる態勢ということが必要になる。裁判所の調停の場合、休日や夜間に調停を行うという余地はあるのか。 (大竹委員)

夜間調停や休日調停というのはなかなか難しい問題だ。まず職員が必ず出勤しなければならないということと、庁舎管理の問題もあるので、職員に相当の負担をかけることになる。どうせやるのなら調停だけでなく裁判だって休日にやったらどうかという話も出てくると思う。諸外国の例を調べても、そのようなことはやっていない。その辺りがなかなか難しい。

なお、例えばターミナル駅等に分室的なものを設置すれば、サラリーマンが利用できると思うが、そういう場合だけ夜間調停をやることも考えられるかもしれない。 (委員長)

例えば、毎週何曜日の午後とか限定することができれば引き受けやすいと思うが、そのようなことは可能か。 (大竹委員)

それは可能だし、実際は調停官といって、弁護士が週一回非常勤裁判官として勤務する制度を作った。しかし、実際は使い勝手が悪いと言われている。本来当事者の都合で期日が決まる必要があるが、調停官の都合で期日が延びてしまうこともある。しかし、一つのアイデアだと思う。 (委員長)

推薦母体がほとんどないというが、他の地域や裁判所では、どういう実情か。 (山崎委員)

推薦母体への働きかけとして、長野ではこんなものなのかということが率直な実感だ。他の裁判所ではいろいろやっていると思う。多様な人材の確保という点では、長野は四苦八苦しているということが実情だ。

もう一つ、自薦をすると検証が難しいという点が上げられる。推薦母体が調停制度を理解していれば、その推薦であるということで裁判所としても乗りやすい。そこで、推薦母体という話になる。 (委員長)

選考基準は何で決まっているのか。 (山崎委員)

最高裁判所事務総長の依命通達で決まっている。 (事務局)

この選考基準を見ると、ハードルが高いと言うか、完全無欠な人しか当てはまらない印象を受ける。もう少しハードルを下げる必要があるのではないかと。（山崎委員）

選考基準で、この部分がハードルが高いというものがあつたら、具体的に示していただきたい。（委員長）

、 、 辺りだと思う。全部合わせるとなかなか難しい。（山崎委員）

(3) 調停委員の研修について

配布資料の「裁判所主催の家事調停委員研修一覧」のとおり、4つの研修が用意されている。そのうち「家事調停委員研修会」は、新しく調停委員になった人の研修で、「家事調停委員研究会」、「家事調停委員ケース研究会」及び「家庭裁判所家事实務研究会」は、ある程度経験のある調停委員の研修である。研修事項欄に列挙されている事項の一つないし二つをその庁の実状にあわせて選んで実施している。長野は管内が広い関係で、長野県をブロックに分けて開催することになっている。（事務局）

先日行われた「家事实務研究会」の協議問題を資料として配布した。協議問題の内容は、大きく分けて「調停の進め方について」、「当事者対応について」、「事件種別の調停について」、「その他（調停を巡る問題について）」と多岐に亘っている。調停委員がいろいろ悩みながら調停に望んでいる実情が窺える。

その次に「平成14 - 16年度長野調停委員自主研修会一覧（長野地区）」も資料として配付したが、これは長野地区の調停委員が自主的に主催している研修である。裁判所主催の研修だけで網羅することが難しいので、自主的に集まって研修会を開催している。テーマによっては、裁判所職員が加わって一緒に研修する場合もある。また、これとは別に、有志によるミニ研修会もある。（事務局）

研修の回数からすると、かなり実施している。調停委員は年間どれかの研

修に一回は参加するというのが現状である。裁判所主催の研修はどんな状況か。 (委員長)

先週、長野本庁、上田支部及び佐久支部の各調停委員あるいは参与委員と本庁の職員が集まって、家事実務研究会が行われた。ここでの中心的な内容は、調停委員と参与員が出し合った問題を互いに検討するというものだった。新人の調停委員もかなり考えて討議していた。調停委員は日頃からよく勉強していると思う。 (桂木裁判官)

研修を受けた立場から、花岡委員の率直な意見を伺いたい。 (委員長)

私も2月24日の研究会に参加したが、みんなが自分の意見を言おうという雰囲気がありとても参考になった。それから、私は調停協会の研修委員をやっているが、調停委員各位は研修をたくさんやりたいということを考えている。ミニ研修会も元職員の調停委員を中心に実施している。それぞれの研修で自分の身になることが多いということを実感している。また、裁判所主催の研修は裁判官が講師等になってもらえるのでためになる。 (花岡委員)

調停委員のニーズと官側の実施する研修にずれはないか。 (委員長)

私自身はそれは感じない。なお、私も調停協会の研修委員として、調停委員の研修に対するニーズを汲み取るように心がけている。 (花岡委員)

調停委員各位は、かなり幅広く研修を実施していることを理解いただけただかと思う。 (委員長)

調停委員に対する評価にも関わるが、ケースに関わった調停委員が、そのケースを振り返る研修をやっているか。 (鷲澤委員)

そのような研修として、ケース研究会という研修が用意されている。この研修は実際に調停委員が扱った事例を題材として使っている。その使い方もケース研究の工夫をして、臨場感を持ったものになっている。 (事務局)

相談を受けた事例を振り返って研修を行うと、研修を受ける側にも評判はよい。それをケース研修会という形ではなくて、日頃やっているかお聞きし

たい。 (鷲澤委員)

先程述べたとおり，有志によるミニ研修会を実施している。その場では，皆から事例を持ち寄って研究しているが，かなり参考になる。(花岡委員)

プライバシーの問題もあるが，実際のケースで研究したいというニーズはかなりあると思う。

なお，調停委員にどのような資質が求められるのか，もう少し実情を考えてそれを研修に反映させていかなければならない。

本年5月には，模擬調停を実施することを企画している。このような事をきっかけに調停をもっと国民に知ってもらい，それを推薦母体の拡充に繋げていきたいとも考えている。それが10月1日の調停委員の任命にどのように反映されたか，また家庭裁判所委員会の際に報告したい。(委員長)

次回の家庭裁判所委員会では，少年事件の問題に入っていきたい。調停もまだ表面的な部分しか討議されていないが，家庭というところを見据えて，そこにどのような病理現象が出てきているかトータルな視点で討議することが大事であると思う。少年事件の問題を考える際に，少年審判はどのように行われているか見ていただくことも大切であると思う。あるいは少年審判の仕組みを説明することも大事であろう。その意味で，今回は模擬少年審判を行ってみて，比較的よい評価をいただければ，今度はそれを10月の法の日週間にも使ってみたいと考えている。

もう一つは，法曹三者を中心に裁判員制度の模擬裁判の実施を予定しているが，地方裁判所委員会の委員にも裁判員をお願いする予定である。家裁委員会の委員の皆様も裁判員になったつもりで，是非傍聴してもらいたい。

(委員長)

(注)

は，委員の発言内容

は，委員会において確認した事項